

統計関連学会連合大会 プログラム委員会運用規則

一般社団法人 統計関連学会連合

総則

第1条

この規則は、統計関連学会連合大会プログラム委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は、一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の定款第48条に基づく委員会である。

目的

第2条

本委員会は、統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という）のプログラムに関する諸事を決定し、連合大会の円滑な運営に資することを目的とする。

構成員

第3条

本委員会の委員は以下の各号により構成される。

- (1) 連合加盟団体の各学会から推薦されたもの若干名
- (2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

委員の任期

第4条

委員の任期は、担当する連合大会の1年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

委員長

第5条

委員会には委員長を1名置く。委員長は連合理事会が選出する。委員長の任期は、担当する連合大会の1年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

経費

第6条

委員会の運営に必要とされる経費は、連合大会会計より支出される。経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

報告義務

第7条

委員長は、連合理事会において、活動状況について報告する。

付則

1. この規則は令和7年4月1日から施行する。
2. この規則の改定は、理事会で行う。